

日本原子力学会2026年春の年会
倫理委員会企画セッション
東電福島第一原発事故から15年の節目で考える倫理的な行動
～組織文化の醸成、安全性向上の取組み等～

(1)東電福島第一原子力発電所事故を受け、 我々は変わったのか ー倫理規程改定と倫理委員会の活動からー

2026年3月11日

倫理委員会

委員長 大場 恭子

(日本原子力研究開発機構／長岡技術科学大学)

写真提供：東京電力ホールディングス（株）



双葉郡8市町村の人口等



死者数は、余震による被害を含む。

※1 明確に死亡が確認できる遺体が見つからないが、死亡届等が出されている者

※2 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっておらず、死亡届等もでない者

町村	人口 (2011.3.11)	住民基本台帳 人口各市町村 公表値 (2024.1.1)	国勢調査 (2022年)	直接死 (2021.6.8現在)	震災関連死 (2025.12.31現在)	死亡届等※1 (2021.6.8現在)	死者数合計 (2021.6.8現在)
広野町	5,490	4,608	5,142	2	46	1	48
楢葉町	8,011	6,480	3,710	11	145	2	158
富岡町	15,937	11,516	2,128	18	456	6	480
川内村	3,038	2,285	2,044	0	105	0	105
大熊町	11,505	9,955	847	12	132	0	144
双葉町	7,140	5,436	0	17	160	4	181
浪江町	21,434	15,174	1,923	151	444	31	626
葛尾村	1,567	1,273	420	0	42	1	43
合計	74,122	56,727	16,214	211	1,530	45	1,785

／15,859 ／3,808

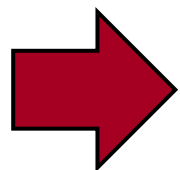
1F事故後の倫理規程改定再検討の背景

- 2013年度総会において定款を改定

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、学会の目的を「公衆の安全をすべてに優先させて、原子力および放射線の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、その成果の活用と普及を進め、もって環境の保全と社会の発展に寄与すること」とした。

参考（旧定款）：

本会は、原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連絡協力等を行ない、原子力の開発発展に寄与することを目的とする。



定款改定の趣旨を受け、倫理規程改定期限を2014年6月の総会を目標に議論を再開

事故の直接要因

1. 不十分な津波対策
2. 不十分であった過酷事故対策
3. 不十分であった緊急時対策, 事故後対策および種々の緩和・回復策

事故の背後要因

※ 4つの事故調および学会事故調を参考

1. 専門家自らの役割に関する認識不足
2. 事業者の安全意識と安全に関する取り組みの不足
3. 規制当局の安全に対する意識の不足
4. 国際的な取り組み等から学ぼうとする取り組みの不足
5. 社会や経済に深くかかわる巨大複雑系システムとしての特性をふまえ、原子力発電プラントの安全確保のための俯瞰的な視点を有する人材および組織運営基盤が形成されず。

学会定款の改定

1. 放射線の平和利用について明記
2. 研究成果の活用と普及について明記
3. 環境の保全と社会の発展に寄与を明記
4. 社会とのコミュニケーションの重要性明記
5. 東電福島原発事故に関わる支援業務(廃炉、環境修復、地域住民支援)へ積極的関与を明記

行動指針の改定

倫理規程への反映 (改定)

倫理規程（2009年版）・前文

我々日本原子力学会会員は、原子力技術がエネルギーの安定供給や放射線の利用など人類に大きな価値をもたらすが、一方で大きな災禍をも招く可能性があることを深く認識する。その上に立って原子力の平和利用に携わることができる誇りと使命感を抱き、人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を強く希求する。

我々は、原子力の研究、開発、利用および教育に取り組むにあたり、公開の原則のもとに、自ら知識・技能の研鑽を積み、自己の職務と行為に誇りと責任を持つとともに常に自らを省み、社会との調和を図るよう努め、法令や規範を遵守し、安全を確保する。

我々は、現代が、科学技術を社会に結び付けている企業ならびに行政、研究、教育等諸機関に、倫理的な活動、とりわけ説明責任を果たせる活動を求めている時代であると認識する。

これらの実践のため、我々は日本原子力学会倫理規程をここに制定する。

倫理規程（2009年版）の憲章における 基本要素

倫理の基本要素

■ 公衆優先原則

■ 持続性原則

■ 有能性原則

■ 真実性原則

■ 誠実性原則

■ 正直性原則

■ 専門職原則

NSPE * の倫理規程の基本綱領

現行の倫理憲章

* National Society of Professional Engineers

米国PE協会

1. 会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める。
2. 会員は、公衆の安全をすべてに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて社会の信頼を得るように努力する。
3. 会員は、自らの専門能力の向上を図り、あわせて関係者の専門能力も向上するように努める。
4. 会員は、自らの能力の把握に努め、その能力を超えた業務をおこなうことに起因して社会に危害を及ぼすことがないように行動する。
5. 会員は、自らの有する情報の正しさを確認するように心掛け、公開を旨とし説明責任を果たし、社会の信頼を得るように努める。
6. 会員は、事実を尊重し、公平・公正な態度で自ら判断を下す。
7. 会員は、一社会人として法令や社会の規範を遵守し、その範囲内で自らの業務に係る契約を誠実に履行する。
8. 会員は、原子力業務に従事することに誇りを持ち、その業務の社会的な評価を高めるよう努力する。

倫理規程改定案（2014年版）・憲章

1. （行動原理）

会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。

2. （公衆優先原則・持続性原則）

会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用を積極的に推進する。

3. （真実性原則）

会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に事実を尊重し、公平・公正な態度で自らの意思をもって判断し行動する。

4. （誠実性原則・正直性原則）

会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行するとともに、社会に対する説明責任を果たし、社会の信頼を得るように努める。

5. （専門職原則）

会員は、専門とする技術の重要性を深く認識し、原子力の専門家として誇りを持って自ら研鑽に励む。また、その成果を積極的に社会に発信し、技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性化にも積極的に取り組む。

6. （有能性原則）

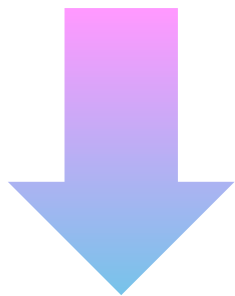
会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識し、自らの専門能力に対してはその限界を謙虚に認識するとともに、自らの専門分野以外の分野についても理解を深め、常に協調の精神で望む。

7. （組織文化の醸成）

会員は、個人の行動が所属する組織の文化に影響されることを認識し、組織の中の個人が倫理規程に則った行動を取るよう組織文化の醸成に積極的に取り組む。

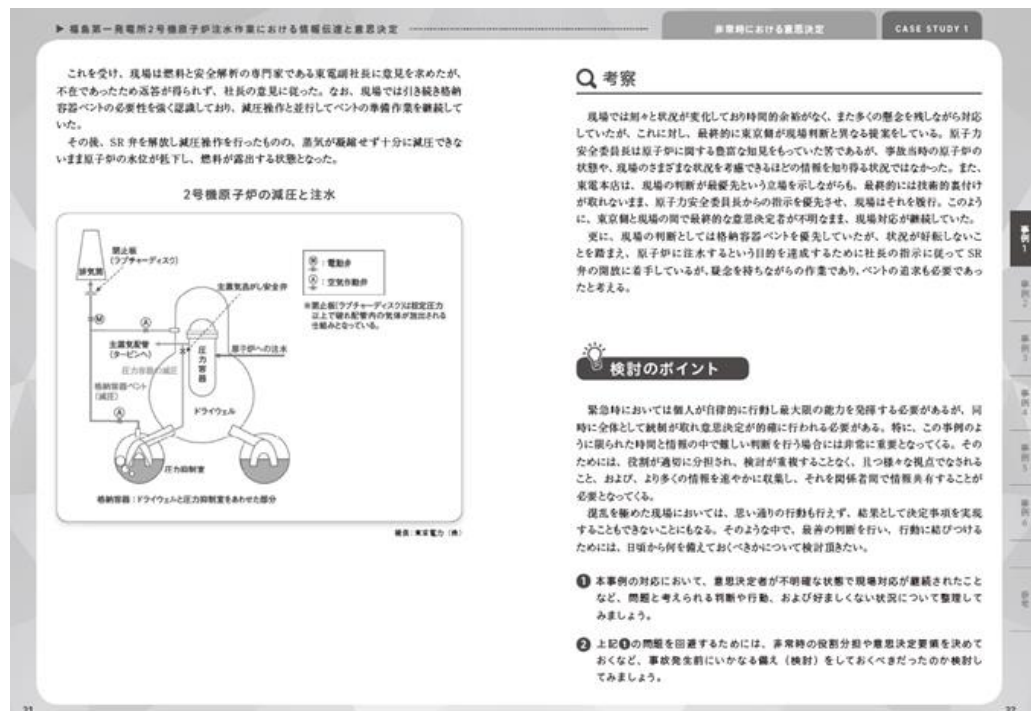
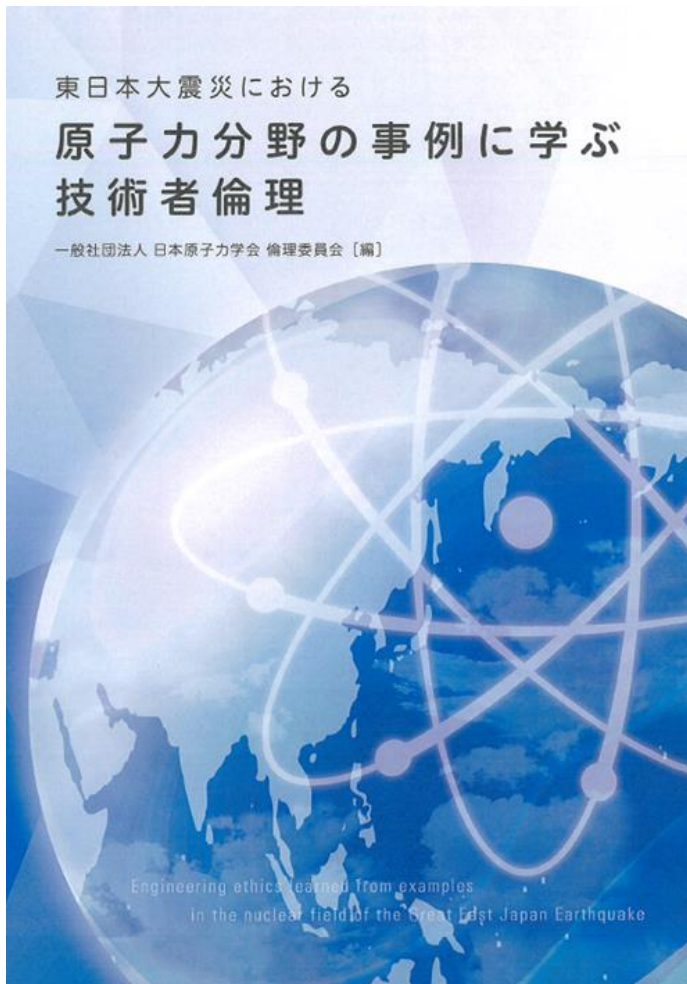
AESJの技術者倫理事例集

- 3冊発行
- いずれも仮想事例
(実事例に基づいたものも多い)



- 東日本大震災を題材（実事例）
- 「積極的倫理」や「技術者がポジティブになれること」を重視





※ 倫理規程の説明（改定や語句の解説）や原子力安全における倫理の意義、事例の活用についても、ページを割いている。

- 1.非常時における意思決定－福島第一原子力発電所2号機原子炉注水作業における情報伝達と意思決定
- 2.非常時に向けた備え，基盤づくり－福島第一原子力発電所5号機および6号機の冷温停止
- 3.非常時に備えた意識づくり－福島第二原子力発電所冷温停止
- 4.自治体，事業者など包括的な体制づくり－東海第二発電所における津波対策
- 5.安全確保に対する姿勢－女川原子力発電所における津波対策
- 6.設備展開の重要性－東京電力（株）免震重要棟設置

15年の振り返りと評価

- 制度や仕組みは変更した
- だが、倫理問題は起きている
 - 倫理委員会意見表明事案 ※ () は発生年
 - 関西電力（株）金品授受問題（2020年）
 - 東京電力HD（株）核物質防護設備の機能の一部喪失事案（2021年）
 - 中部電力（株）原子力発電所の基準地震動策定に係る不正行為事案（2026年）

中部電力(株) 原子力発電所の基準地震動策定に係る不正行為事案に関する声明

日本原子力学会 倫理委員会¹

2026年1月5日、中部電力は、同社の浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査において、基準地震動の策定を不適切な方法で行っていたことを公表した（以下「本事案」という）。今後、同社の第三者委員会および規制当局により、経緯等の詳細、原因の解明ならびに再発防止策が検討されることとなる。

本事案は、原子力安全に直結する耐震設計の基盤となる評価（基準地震動の策定）において、同社自らが、規制当局に対する説明とは異なる不正な方法を意図的に用いたものであり、決して許されないことである。同時に、社会との信頼関係を根幹から破壊する極めて重大かつ遺憾なものである。

日本原子力学会の倫理規程は、原子力に関わるすべての者の行動規範として2001年に策定され、原子力発電所の点検データの改ざん事案、東京電力福島第一原子力発電所事故等を踏まえて、数年ごとに改定している。

本事案は、倫理規程にある「行動による信頼の獲得（行動の手引1-4）」、「原子力利用と安全確保の両立（同2-1）」、「事実の尊重（同3-2）」、「誠実性原則・正直性原則（憲章4）」、「社会からの負託（同4-4）」、「隠蔽・改ざんの戒め（同4-6）」、「専門職原則（憲章5）」、「組織文化の醸成（憲章7）」など、多くの規範に則っていないと考えられる。

本事案を受け、倫理委員会は、原子力発電所の安全確保に一義的な責任を有する事業者

15年の振り返りと評価

- 制度や仕組みは変更した
- だが、倫理問題は起きている
 - 倫理委員会意見表明事案 ※ () は発生年
 - 関西電力（株）金品授受問題（2020年）
 - 東京電力HD（株）核物質防護設備の機能の一部喪失事案（2021年）
 - 中部電力（株）原子力発電所の基準地震動策定に係る不正行為事案（2026年）
- 私たち自身は
 - 変わったのか？
 - 変わったのに、戻ったのか？
 - 変わっていないのか？

4. 15年たった今、1F事故後をどう受け止めるべきか。我々は変わったのか。

しかしながら、倫理に関わるさまざまな活動がされ、規制を含むさまざまな仕組みが整っても、倫理問題は起きる。年始に明らかになった中部電力が浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査において、基準地震動の策定を不適切な方法で行っていたという事案は、そのことを痛烈に示した。本事案についての詳細は、未だ明らかになっていないが、同社自らが、規制当局に対して行っていた説明とは異なる方法を意図的に用いたという不正は、決して許されるものではない。本委員会としても、本事案の今後の原因究明等の進展に応じて倫理規程に照らした具体的な検討を進めるが、私自身は、この事案が起きた背景発生要因を単純化して語ることはできないと考えている。個人の判断、組織文化、制度的枠組み、外部環境など、複数の要素が複雑に絡み合っている可能性があるこの事案を、あらゆる角度から検討し、構造的な課題を丁寧に抽出しなければならない。1F事故が示した構造的課題が、形を変えて再び現れたと捉えるべき側面もあるように思いながら、この事案を注視している。

15年という時間は、私たちに多くの変化をもたらした。しかし同時に、変わりきれていない部分、あるいは一度変わったのに元に戻ってしまった部分もあるのではないだろうか。いろいろな取り組みをやることに満足し、その取り組みの本質を忘れていないだろうか。今が未来の事故を防ぐ、あるいはその被害を小さくできる時だという意識を持ち、適切な判断と行動を取れているだろうか。私たちは、倫理という視点から、あらためて自らの姿勢を問い直す必要があると考える。

何をすべきか？

- もし、「変わったのに、戻った」もしくは「変わっていない」のだとしたら、なぜか？
- 何をすべきか？

